

「子どもを真ん中に」
 保護者と指導員が共に支えあいながら
 よりよい学童保育をつくりあげていきましょう

全国学童保育連絡協議会 会長 戸塚丈夫



あけましておめでとうございます。

昨年2022年はどんな年でしたか。コロナ禍が長引くいま、以前と比べると多くのことが変化し、そして日常生活に定着してきているのではないのでしょうか。当然のことながら、子どもをとりまく環境も大きく変化してきたはずです。そうしたなか、子どもたちの生活の場を守ろうと、力をあわせてきた大人(私たち)がいます。

学童保育は、いまからさかのぼること26年前の1997年に、「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法に位置づけられました。それから17年後の2014年に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「設備運営基準」)が定められ、市町村はそれにもとづいて最低基準となる条例を定めました。また、国の「放課後児童クラブ運営指針」も策定され、施策の改善が進められてきました。

ところが2019年、「第9次地方分権一括法」が成立し、「設備運営基準」の「従うべき基準」が「参酌すべき基準」へと改悪されてしまいます。これは、「人手不足」を理由とした、「大人の都合」によるものです。

全国学童保育連絡協議会は、2021年、2022年の2年間をかけて、「学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充を求める」国会請願署名と、「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」という取り組みを行ってきました。全国各地から集まった11万6303筆の請願署名は、紹介議員を通じて国会に提出され、本会議で採択されました。採択された請願は、内閣に送付され、内閣はそれを誠実に処理し、その経過を国会に報告することになります。

2023年は、「第9次地方分権一括法」の附則に定められた、「施行後3年の見直し」の年です。1年後、2023年をふり返ったときに、私たちはなにを思い、なにを考え、どんな一歩を踏み出しているのでしょうか……。

* * *

2022年に開催された「第57回全国学童保育研究集会」。運営に携わった皆様、参加された皆様、本当にありがとうございました。全国研は、ここ2年は、オンラインでの開催となっていますが、2023年は、皆様と直接会えるようになることを切に願いつつ、「元気の素」である全国研を大いに盛りあげていきましょう。

2023年が、皆様にとって充実した一年になるように、子どもを真ん中に、保護者と指導員が共に支えあいながら、よりよい学童保育をめざして取り組んでいきましょう。

今年も、よろしくお願ひ申し上げます。

